社労士 ふ く し ま 月間情報 No.228

2016.7 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田 信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～県会情報　・社労士会総合相談所

P2～連合会情報　・特定個人情報保護評価書作成ツール

・SRPⅡ認証　・明治大学大学院経営学研究科

・モデル就業規則と解説

・連合会ＨＰ会員専用ページ情報

P3～支部　・会津　・郡山

関係機関だより　・福島労働局　・高齢・障害・求職者雇用支援機構

・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

事務局だより・政連だより

県　会　情　報

１．　福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
28 年度(5 月)	1 件	1 件	1 件	1 件
6/22(水)	1 件	1 件	0 件	0 件
今年度実績	2 件	2 件	1 件	1 件
総計	H15.6～28.6　160 件		19.7～28.6　111 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
6/15～7/6	6 件	6 件	1 件	1 件

＜次回相談員＞

○社労士会総合相談所

【7/27】飯岡克則

村山敦子

○被災者支援無料相談会

【7/13】杉原正雄

【7/20】菅野哲子

【8/3】　丹治　勧

【8/10】坂巻量仁

連合会情報

１．　特定個人情報保護評価書作成ツールについて

社労士版特定個人情報保護評価書作成ツールは、社労士版特定個人情報保護評価書の作成をより容易にするものとして作成しました。

連合会HP会員専用ページよりダウンロードいただけますのでご確認ください。

https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/92/Default.aspx?returnurl=%2ftabid%2f297%2fDefault.aspx

２．　SRPⅡ認証申請の受付を開始しました

社会保険労務士事務所の個人情報保護体制にかかる認証制度として平成20年より開始いたしましたSRP認証制度ですが、このたび認証基準をマイナンバー制度に対応し

たものに見直し、SRPⅡ認証制度へ刷新いたしました。

SRPⅡ認証の申請につきましては平成28年6月24日より受付を開始しましたので、お申込みの詳細については連合会HP会員専用ページをご確認ください。

https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/92/Default.aspx?returnurl=%2ftabid%2f297%2fDefault.aspx

３．明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）募集及び入試説明会開催のご案内（P8～）

詳細は別紙 P8～11、もしくは連合会発行「月刊社労士 6 月号」をご覧ください。

４．多様な正社員及び無期転換ルールに係るモデル就業規則と解説について

平成 27 年度連合会は厚生労働省より「多様な正社員の導入及び無期転換ルールへの対応に係る支援等事業」を受託、都道府県会の協力をいただき、企業に対するアンケート・ヒアリング調査、モデル就業規則の作成等を実施したところです。

このたび、厚生労働省 HP に、本件に係るモデル就業規則と解説（飲食業・小売業）が掲載されました。

当該業種へのコンサルティング等を実施する際に、必要に応じ本資料をご活用ください。

詳細は、厚生労働省 HP をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tayounaseisyain.html

５．連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 毎月勤労統計調査（第二種事業所）への調査協力依頼について
- 製造業における未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進について
- 高年齢者雇用安定助成金にかかる周知・広報へのご協力のお願い

＜トレンドボックス＞日本年金機構より

- ✧ 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施にかかる省令改正
- ✧ 事業主及び社会保険労務士に対する被保険者情報等の提供にかかる取扱い

支部

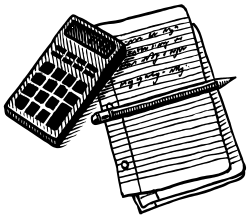

＜会津支部＞第 1 回研修会

1.日　時　平成 28 年 7 月 29 日(金)　14：00～
2.場　所　会津アピオ（アピオスペース）
　　（会津若松市インター西 90　TEL:0242-37-2801）
3.内　容　『建設業の社会保険未加入問題』
　　講師　　国土交通省　東北整備局　担当者
　　『残業時間管理方法について（仮題）』
　　講師　　会津若松労働基準監督署長
　　『福利厚生への提案』
　　講師　　会津若松市勤労福祉サービスセンター　担当者
4.参加費　会津支部会員：無料　他支部会員：1,000 円
5.申込み　7 月 22 日(金)までに会津支部事務局へメール(yoichi_st@kuracies-sr.com)または FAX(0241-47-2651)でお申込ください。

＜郡山支部＞第 1 回研修会

1.日　時　平成 28 年 8 月 4 日(木)　13：00～16：30
2.場　所　郡山ビッグアイ　7 階　大会議室 1
　　（郡山市駅前 2-11-1　TEL:024-922-5544）
3.内　容　『派遣法改正の概要と申請に対する留意点』
　　講師　　福島労働局需給調整事業室　担当者

『顧客の心の掴み方（課題）』
講師　　アドバンス社会保険労務士法人　代表社員　長沢有紀　氏
4.参加費　郡山支部会員：無料　他支部会員：1,000 円
5.懇親会　大人の隠れ家　濤彩(とうさい)　参加費 5,000 円(税込)
郡山市駅前 2-7-15　TEL:024-927-9880
6.申込み　7 月 22 日(金)までに郡山支部事務局へ FAX(024-955-6038)でお申込ください。

関係機関だより

福島労働局

1．介護休業給付金の支給率や賃金日額の上限額の変更について（P15）

2．飲食店における労働災害防止対策の推進、製造業における未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進について

厚生労働省で下記マニュアルを作成いたしました。詳細は厚生労働省 HP をご確認ください。

飲食店の労働災害防止マニュアル等

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123256.html

製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html

3．平成 28 年度高年齢者雇用安定助成金のご案内について

・・・独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構

高年齢者雇用安定助成金は、高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、制度が拡充した「高年齢者活用促進コース」と新設の「高年齢者無期雇用転換コース」の 2 つのコースで支援します。詳細及びお申込は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP をご確認ください。

http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html

※本助成金は、連合会、都道府県会が実施するものではございません。 申込・問合せ等は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に直接行ってください。

協会けんぽ

4. 療養費支給申請書の様式変更、海外療養費申請の提出先変更について（P12～14）

5. 最新情報・健保クイズを配信

協会けんぽ福島支部では、毎月 5 日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

6. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※　県会 HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

6 月 1 日～30 日　総アクセス数 1,228　（内訳：新規 829、リピーター399）

会務報告及び予定

6 月 1 日　連合会理事会（パレスホテル東京）
2 日　全国政連幹事会（パレスホテル東京）
10 日　第 39 回定時総会、第 36 回定期大会（吉川屋）

13 日　街角の年金相談センター運営部委員会（年金センター）
16 日　北海道・東北地域協議会会長会議、会長会議（裏磐梯ロイヤルホテル）
16 日　連合会会長との意見交換会（裏磐梯ロイヤルホテル）
17 日　北海道・東北地域連絡会定例会議(裏磐梯ロイヤルホテル)、福島支部研修会(福島テルサ)
20 日　緊急幹事会（事務局）
21、22 日　労働条件審査・診断研修会（コラッセふくしま）
22 日　第 156 回福島県社労士会総合相談所（事務局）
24 日　福島県立医大とのがん就労支援相談事業にかかる意見交換会（県立医大）
27 日　平成 28 年度個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（合同庁舎）
28 日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
28 日　民進党福島県社会保険労務士議員懇談会発会式（サンルートプラザ福島）
30 日　連合会定期総会、全国政連定期大会（パレスホテル東京）
7 月　8 日　第 1 回理事会、幹事会（事務局）
14 日　東北税理士会福島県支部連合会総会(郡山ビューホテルアネックス)
15 日　第 8 回福島県地域年金事業運営調整会議（コラッセふくしま）
19 日　東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会（仙台合同庁舎）
20 日　第 157 回福島県社労士会総合相談所（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	いわき	7/1 付 入会 開業	ﾈﾓﾄ ｼﾝｲﾁ 根本信一	社会保険労務士根本信一事務所 いわき市泉町滝尻字御前田 10 TEL :0246-56-0101 FAX:0246-56-5910
		7/1 付 入会 その他	ｻｲﾄｳｼｮｳｺ 齋藤昇子	（自宅）
【付記】	会津	P14	伊藤良憲	特定社会保険労務士（7/1 付）
【変更】	福島	P5	國嶋雅志	事務所名称 國嶋社会保険労務士事務所
	白河	P21	蛭田邦栄	事務所所在地・TEL/FAX 番号 東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作 4-11 サンハイツ B-101 TEL:0247-33-7383　FAX:0247-57-5221

政連だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営基本方針より要約抜粋）

【活動報告】

○6 月 17 日(金) 民進党増子議員
総決起大会（福島県文化センター）
宍戸会長　出席　→

○6 月 30 日(木)
全国社会保険労務士政治連盟
平成 28 年度定期大会（ホテルパレス東京）
宍戸会長
代議員　吉田幹事長　出席
【全国政連堀谷会長】→

○7 月 5 日(火) 増子議員個人演説会
（パレスいわや）
金子副会長、吉田幹事長、中目幹事　出席
→

○6 月 22 日(水) 増子議員 出陣式・第 1 声
（中合前広場）
宍戸会長　出席
←

○7 月 4 日(月) 増子議員個人演説会
（福島市公会堂）
佐川幹事　出席
←

第 24 回参議院議員選挙は 7 月 10 日投開票され、福島県政治連盟で推薦した増子輝彦議員が当選されました。
会員の皆様には社労士制度の発展のため、ご協力いただきましたことに感謝申し上げます。
今後とも増子議員には、社労士制度への理解と協力を求めて参ります。

【民進党福島県社会保険労務士議員懇談会　発会式】

民進党福島県議会議員と福島県社会保険労務士議員懇談会を発足、6 月 28 日(火)ホテルサンルートプラザ福島にて「民進党福島県社会保険労務士議員懇談会発会式」を開催いたしました。民進党福島県社会保険労務士議員懇談会会長に瓜生信一郎氏（民進党福島県総支部連合会副代表・県議団会長）が、事務局に高橋秀樹氏（民進党政調会長）が就任されました。

また、発会式では来賓の金子本会会長にご祝辞をいただきました。

【議員出席者】15 名

瓜生信一郎議員、宗方保議員、三村博昭議員、亀岡義尚議員、高橋秀樹議員、古市三久議員、高野光二議員、円谷健市議員、水野さちこ議員、椎根健雄議員、三瓶正栄議員、渡部優生議員、大場秀樹議員、鳥居作弥議員、橋本徹議員

【政連出席者】6 名

宍戸会長、久井副会長、吉田幹事長、菅野幹事、渡邊幹事、中目幹事

【来賓】金子本会長

↑【瓜生会長のご挨拶】

【金子本会長のご祝辞】→

民進党社会保険労務士議員懇談会

発　会　式

とき　平成 28 年 6 月 28 日（火） 18 時 30 分
ところ　ホテルサンルートプラザ福島
福島市大町 7-11　TEL:024-525-2211

式　次　第

（18:30～19:00）
司会　福島県社会保険労務士政治連盟
幹事長　吉田昌樹

一、開　会

福島県社会保険労務士政治連盟副会長　久　井　貴　弘

二、挨　拶

民進党福島県総支部連合会副代表・県議団会長　瓜　生　信一郎　様
福島県社会保険労務士政治連盟会長　宍　戸　宏　行

三、祝　辞

福島県社会保険労務士会会長　金　子　昌　明

四、議員懇談会会長及び事務局の選任

五、議員懇談会趣旨説明

福島県社会保険労務士政治連盟会長　宍　戸　宏　行

六、閉　会

福島県社会保険労務士政治連盟副会長　久　井　貴　弘

福島県社会保険労務士政治連盟会長　宍戸宏行
福島県社会保険労務士政治連盟副会長　金子昌明
福島県社会保険労務士政治連盟副会長　久井貴弘
福島県社会保険労務士政治連盟副会長　渡部弘志
福島県社会保険労務士政治連盟幹事長　吉田昌樹
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　菅野浩司
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　渡邊康志
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　佐川弘行
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　瀬尾征秀
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　大原百合
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　木村智彦
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　菅沼恒博
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　浅川三喜子
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　中目敏雄
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　菊地紀男
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　蓬田信一
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　草野有道
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　武田昌之
福島県社会保険労務士政治連盟幹事　高山浩
福島県社会保険労務士政治連盟顧問　木村昇

社会保険労務士議員懇談会趣意書

社会保険労務士制度は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施と中小企業の健全な発達とそこに働く人々の福祉の向上に欠くことのできない制度である。

福島県社会保険労務士会及び福島県社会保険労務士政治連盟と連携を図りながら、社会保険労務士議員懇談会は、社会保険労務士の使命を果たすため必要な施策を強力に推進し、社会保険労務士制度の一層の充実と発展を期することを目的とする。

懇談会名簿

（順不同）

福島県議会議員　瓜生信一郎様
福島県議会議員　宗方保様
福島県議会議員　三村博昭様
福島県議会議員　亀岡義尚様
福島県議会議員　宮下雅志様
福島県議会議員　高橋秀樹様
福島県議会議員　古市三久様
福島県議会議員　高野光二様
福島県議会議員　円谷健市様
福島県議会議員　佐久間俊男様
福島県議会議員　水野さちこ様
福島県議会議員　椎根健雄様
福島県議会議員　三瓶正栄様
福島県議会議員　渡部優生様
福島県議会議員　大場秀樹様
福島県議会議員　鳥居作弥様
福島県議会議員　橋本徹様

【全国政連活動報告】

○6月21日(火) 自由民主党岩城光英議員事務所へ全国政連会長からの推薦状を持参
→菅野幹事、渡邊幹事

○6月22日(水) 岩城議員　出陣式・第1声（まちなか広場）
佐川幹事　出席
←

＊福島県政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただく場として月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入いただいていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いします。

明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）
募集及び入試説明会開催のご案内

平成 20 年度より、明治大学大学院経営学研究科に経営労務プログラムが開設され、連合会より、同プログラムに社会保険労務士を推薦することとしております。

つきましては、平成 29 年度におきましても、下記のとおり募集要項が定められましたので、ご案内いたします。

推薦をご希望の方は、下記の募集要項をご確認いただき、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

記

１．明治大学大学院経営学研究科（博士前期課程）概要

（１）大学院所在地

東京都千代田区神田駿河台１－１

・ＪＲ中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線／御茶ノ水駅　下車徒歩３分

・東京メトロ千代田線／新御茶ノ水駅　下車徒歩５分

・都営地下鉄三田線・新宿線、東京メトロ半蔵門線／神保町駅　下車徒歩５分

（２）授業時間帯

平日夜間（月曜日～金曜日）・土曜日

（３）修了要件

①　２年以上の在学及び 36 単位以上の修得

②　修士論文（場合によっては課題研究レポート）の提出

（４）学費等

入　学　金	200,000 円（初年度のみ）
授　業　料	480,000 円（年額）
教育充実料	60,000 円（年額）
そ　の　他	2,500 円（年額）
合　　計	742,500 円（１年次の学費等）

（５）その他

①　明治大学大学院の募集要項は、明治大学大学院ＨＰからダウンロードしてください。

(http://www.meiji.ac.jp/dai_in/bosyuyoko-kakomon/2017yoko.html)

②　入学検定料　35,000 円

２．応募要件

以下の３つの要件全てを満たす場合、応募することができます。

（１）社会保険労務士として登録して３年を経過していること。

（２）３年以上の実務経験（※１）を有する者、またはそれと同等以上の経験（※２）を有する者であること。

※１「実務経験」とは、次のいずれかをいう。

①　開業社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人の顧問先事業所における人事労務管理の実務を行っているか、または行っていたことがあること。

②　開業社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人の勤務社会保険労務士として、顧問先事業所における人事労務管理の実務を担当しているか、または担当したことがあること。

③　勤務社会保険労務士として、勤務先企業の人事労務管理の実務を担当しているか、または担当したことがあること。

※２「それと同等以上の経験」とは、所属の都道府県社会保険労務士会会長に自己の業務内容等を記載した職務経歴書を提出し、（※１）と同等以上と認められた場合をいう。

（３）明治大学大学院に入学する時点で、22 歳以上であること。

３．募集期間

平成 28 年７月 25 日（月）～平成 28 年９月 30 日（金）

４．入試説明会

連合会並びに明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）は、下記の日程で入試説明会を開催いたします。入学を検討中の方はもちろん、これから検討したいという方も、この機会にご参加ください。

（１）日　程

①連合会主催：平成 28 年７月 11 日（月）18 時 30 分～20 時 00 分

②明大大学院主催：平成 28 年７月 26 日（火）18 時 30 分～20 時 00 分

（２）会　場

①連合会 社会保険労務士会館６Ｆ　第１会議室

（http://www.shakaihokenroumushi.jp/access/tabid/287/Default.aspx）

②明治大学 グローバルフロント３Ｆ 4031 教室

（http://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/access.html）

（３）概　要

①修了生が、大学院での研究生活、また修了後の社労士業務への効果などについてお話し、参加者からの質問にお答えします。

※明治大学大学院への出願後の手順等につきましては、②７月 26 日の明治大学大学院主催の入試説明会でご説明がありますので、併せてご出席いただきますようお願い申し上げます。

②・連合会より、経営労務プログラムに現役社会保険労務士を推薦する目的を説明いたします。

・人事労務系の教員が大学院とはどういうところか、社会保険労務士に何を期待しているかを語ります。
・教育補助講師が、社会保険労務士院生の学習、文献の検索、修士論文の作成等をサポートする体制を説明し、 社会保険労務士院生の研究を指導した経験について語ります。
・修了生が、研究指導を受けたときの思い出、修士論文を書いたときの感想等を語ります。
・明治大学大学院事務室職員が、経営学研究科の入試制度、入試全体の事務手続き、入学後の経営労務プログラムの履修方法等を説明いたします。

（４）申込方法

入試説明会に参加ご希望の方は､連合会ホームページより参加申込書をダウンロードしていただき、ＦＡＸにてお申し込みください。

（申込締切：①７月７日（木）必着 ②７月 21 日（木）必着）

（http://www.shakaihokenroumushi.jp 「連合会ホームページ」→「会員専用ページ」→「お知らせ」→「明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）募集及び入試説明会開催について」）

５．提出書類

（１）職務経歴書

①所定の様式を使用してください。

②所定の様式は、連合会ホームページよりダウンロードできます。

（http://www.shakaihokenroumushi.jp 「連合会ホームページ」→「会員専用ページ」→「お知らせ」→「明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）募集及び入試説明会開催について」）

なお、Ａ４版でプリントアウトし、提出してください。

（２）課題レポート

①テーマ：

１．平成 27 年９月、「改正労働者派遣法」が施行され、改正内容は多岐にわたっています。同改正法が職場の労務管理に与える影響について、社会保険労務士の視点で、あなたの考えを述べてください。

または

２．企業に義務付けられている障害者の法定雇用率は、平成 25 年４月より 2.0%に引き上げられ、対象企業が従業員 50 人以上に拡大されました。また平成 28 年４月より、「改正障害者雇用促進法」が施行され、すべての企業に障害者が働きやすい環境づくりが義務付けられました。大企業に比べ遅れている中小企業の障害者雇用の取り組みについて、社会保険労務士の視点で、あなたの考えを述べてください。

②文 字 数：3,000 字程度（2,700 字～3,300 字）
※句読点は文字数にカウントしてください。
※参考文献は必ず明記してください。なお、文末に参考文献を列記する場合、文字数のカウント外としてください（文末に文字数を明記してください）。
③提出形式：パソコンで作成し、Ａ４版横書にプリントアウトし、提出してください。
④そ の 他：レポートは、１行目に所属会および氏名、２行目に選択したテーマ（「１」、「２」のいずれかを明記）、その後１行あけて、４行目から本文を書き始めてください。

６．書類提出先

所属の都道府県社会保険労務士会

７．提出方法

（１）所属の都道府県社会保険労務士会に持参
・各都道府県社会保険労務士会の業務時間内に持参してください。
（２）所属の都道府県社会保険労務士会に郵送
・特定記録郵便もしくは簡易書留扱いで郵送してください。
・平成 28 年 9 月 30 日（金）必着です。
※提出書類に不備があった場合は受け付けられません。

８．連合会における推薦者の決定

（１）連合会に設置された推薦委員会において決定されます。
（２）推薦に関する結果は、連合会から直接応募者に通知します。
（３）推薦者の決定に関する照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

９．出　願

（１）連合会において推薦が決定した場合、別途、明治大学大学院に出願していただくこととなります。
（２）明治大学大学院への出願期間は、明治大学大学院の募集要項をご確認ください。
（http://www.meiji.ac.jp/dai_in/bosyuyoko-kakomon/2017yoko.html）

１０．明治大学大学院における合格者の決定

（１）出願者の書類選考・面接試問が明治大学大学院において行われます。
（２）面接試問日及び合格者の決定日は、出願期間同様、明治大学大学院の募集要項をご確認ください。
（３）合格に関する通知は、明治大学大学院から直接合格者に行われます。

協会けんぽからのお知らせ

療養費支給申請書の様式変更、海外療養費申請の提出先変更について

協会けんぽでは7月より支給申請書の一部について様式を変更いたしましたのでお知らせいたします。

これまで海外で診療を受けた際の「海外療養費」につきまして『療養費支給申請書（立替払等)』により請求いただいておりましたが、新様式として『海外療養費支給申請書』を作成しましたので、今後の請求にあたりましては新様式をご使用いただきますようお願いいたします。

海外療養費については申請件数が少ないため、当支部と県内年金事務所において新様式をお渡しできるように準備しましたが、その他の用紙配付所では準備しておりません。当支部または年金事務所で入手していただくか、当支部までお電話でお求めいただければお送りいたします。

また、海外療養費の審査効率化を目的として、平成28年10月から協会けんぽ神奈川支部で全ての支部の分を一括して審査を行います。そのため、10月以降は神奈川支部の海外療養費担当グループへ申請書および添付書類をお送りいただきますようお願いいたします。

なお、海外療養費以外に係る『療養費支給申請書（立替払等)』の新様式も作成いたしましたが、当面、従来の様式をご使用いただいて問題はありません。今後、在庫が無くなり次第、新様式への切り替えを行います。

ご不明な点がありましたら担当グループまでお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先）
協会けんぽ福島支部
業務グループ（給付担当）
TEL 024-523-3917

（10月以降の海外療養費申請書の申請先）
協会けんぽ神奈川支部 海外療養費担当グループ 宛
〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークイーストタワー 2F

社会保険業務ご担当者の方へ

協会けんぽからのお知らせ

海外療養費支給申請書のご提出は
平成28年10月から神奈川支部にご提出ください

協会けんぽでは、海外療養費の審査効率化などを目的として、各支部で実施している審査および事務処理を、平成２８年１０月より、神奈川支部で一括して審査等を行います。

海外療養費支給申請のご提出は、
平成２８年１０月から神奈川支部にご提出ください！
（各支部にご提出いただいても、神奈川支部に転送されます）

海外療養費とは

海外療養費は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

「海外療養費支給申請書」および必要な添付書類をご用意ください。

申請書および添付書類を神奈川支部にご提出ください。

神奈川支部で海外療養費の審査を行います。

神奈川支部から審査の結果を被保険者に通知します。

平成28年7月から

海外療養費専用の申請書でご提出ください！

海外療養費の申請書は、平成28年7月から「療養費支給申請書（立替等）」から独立しましたので、海外療養費支給申請書をご使用ください。

申請書は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/
協会けんぽ　検索

全国健康保険協会
協会けんぽ

平成28年10月からの海外療養費申請先
協会けんぽ　神奈川支部
240-8515
横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークイーストタワー2F
海外療養費担当グループ宛

海外療養費の給付の範囲

★ 海外療養費の支給対象は、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。

★ 療養（治療）目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。日本で実施できない診療（治療）を行った場合でも、保険給付の対象になりません。

★ 海外で治療費のお支払いをした翌日から２年を経過すると、時効により申請できなくなりますので、ご注意ください。

海外療養費の支給金額

★ 日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

● 日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。

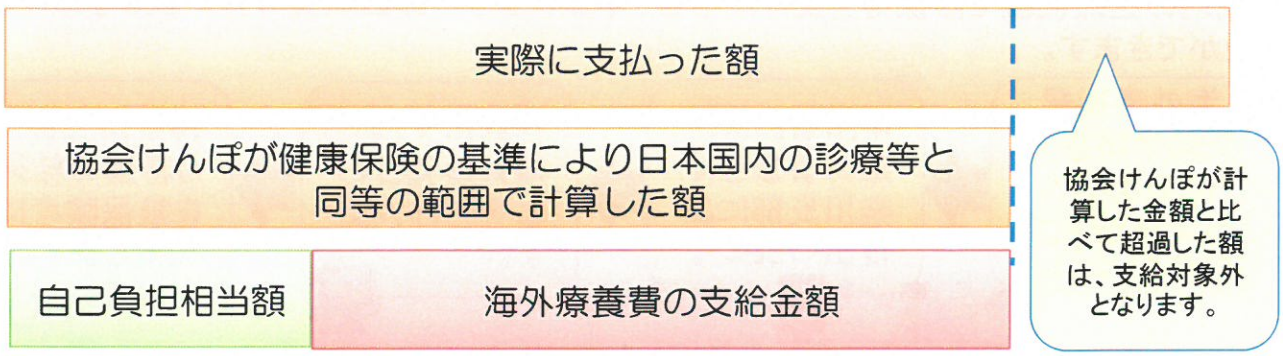

◇ 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて「円」に換算して支給金額を算出します。

◇ 海外療養費の審査は、被保険者や海外の医療機関等に診療内容等の照会をすることがありますので、時間がかかる場合があります。

◇ 海外療養費の支給は、海外への直接送金はできません。事業主または日本在住のご家族の方などに受け取りを委任してください。（海外療養費支給申請書の受取代理の欄にご記入ください）

介護休業を取得予定の方、介護休業給付金を申請予定の事業主の方へ

平成28年８月１日以降に開始する介護休業から **介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります**

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、**平成28年８月１日以降に開始する介護休業※からは、67%の支給**となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。
なお、平成28年８月１日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

＜支給額の比較＞　【例】**休業開始時賃金日額１万円の方が３か月**（１か月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

【これまで】介護休業給付金の月額 ＝ 休業開始時の賃金日額 × 支給日数（30日）× 40%

平成28年７月31日までに介護休業を開始した場合

最大３か月

１か月	１か月	１か月
40%	40%	40%
12万円	12万円	12万円

最大３か月で36万円

【変更後】介護休業給付金の月額 ＝ 休業開始時の賃金日額 × 支給日数（30日）× 67%

平成28年８月１日以降に介護休業を開始した場合

最大３か月

１か月	１か月	１か月
67%	67%	67%
20万1千円	20万1千円	20万1千円

最大３か月で60万３千円

賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、**平成28年８月１日以降に開始する介護休業※から、引き上げられます。**

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年８月１日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【例】**賃金日額が15,000円の方**（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年７月31日までに介護休業を取得した場合

→　上限額＝14,210円＊（「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用）＝賃金日額は、**14,210円**

平成28年８月１日以降に介護休業を開始した場合

→　上限額＝15,620円＊（「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用）＝賃金日額は、**15,000円**

＊平成28年７月31日までの賃金日額の上限額であり、平成28年８月１日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【注意点】平成28年８月１日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年７月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280617保01